

2. 騒音・振動調査結果

騒音レベル L_{A5} および振動レベル L_{10} の調査結果を下の表に示します。
 ○ 法律による規制基準を満足しています。

調査地点	付近の工事内容	騒音レベル L_{A5} (dB)	振動レベル L_{10} (dB)	調査日
MS-3	A 小山高架橋南(下部工)工事 【専用部】	57	35	12月14日
MS-4		56	39	
MS-5	B 矢切函渠その5工事 D 矢切函渠その8工事	53	33	12月5日
MS-6		52	31	
MS-7		58	41	
MS-8		55	37	
MS-13	C 矢切函渠その7工事	55	35	12月26日
MS-14		57	34	
MS-15		63	44	
MS-16		54	32	
MS-19		59	39	
法律による規制基準		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 85	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 75	

解説

●騒音レベル L_{A5}

騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。騒音レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から5%目の値を L_{A5} と表します。これは、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に示された規制基準値と比較する値です。

●振動レベル L_{10}

騒音と同様に、振動レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から10%目の値を L_{10} と表します。これは、「振動規制法施行規則」に示された規制基準値と比較する値です。

3. 地下水調査結果(調査日: 12月12日、13日)

地下水質の調査結果を下の表に示します。
 毎月調査している項目として、pHおよび六価クロムがあります。

○pHおよび六価クロムに異常はありませんでした。

測定地点	MW-2-1	MW-2-2	MW-3	MW-8
pH	6.9	6.5	7.3	7.1
六価クロム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
測定地点	MW-10	MW-12	MW-14	/
pH	6.5	7.0	6.5	
六価クロム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	

解説

★測定項目について

●pH(水素イオン濃度)

地盤改良等に使用するセメント系固結剤は強アルカリ性を示すため、地下水中にセメントが混入した場合、pHがアルカリ性に傾くおそれがあるため監視測定しています。pHについては地下水における環境基準は定められていません。

●六価クロム

地盤改良等に使用するセメント系固結剤は、条件によっては地下水に六価クロムとして溶出するおそれがあることから監視・測定しています。六価クロムの地下水における環境基準は0.05mg/l以下とされています。「0.005未満」とは当調査において六価クロムを定量できる範囲未満であることを意味しています。

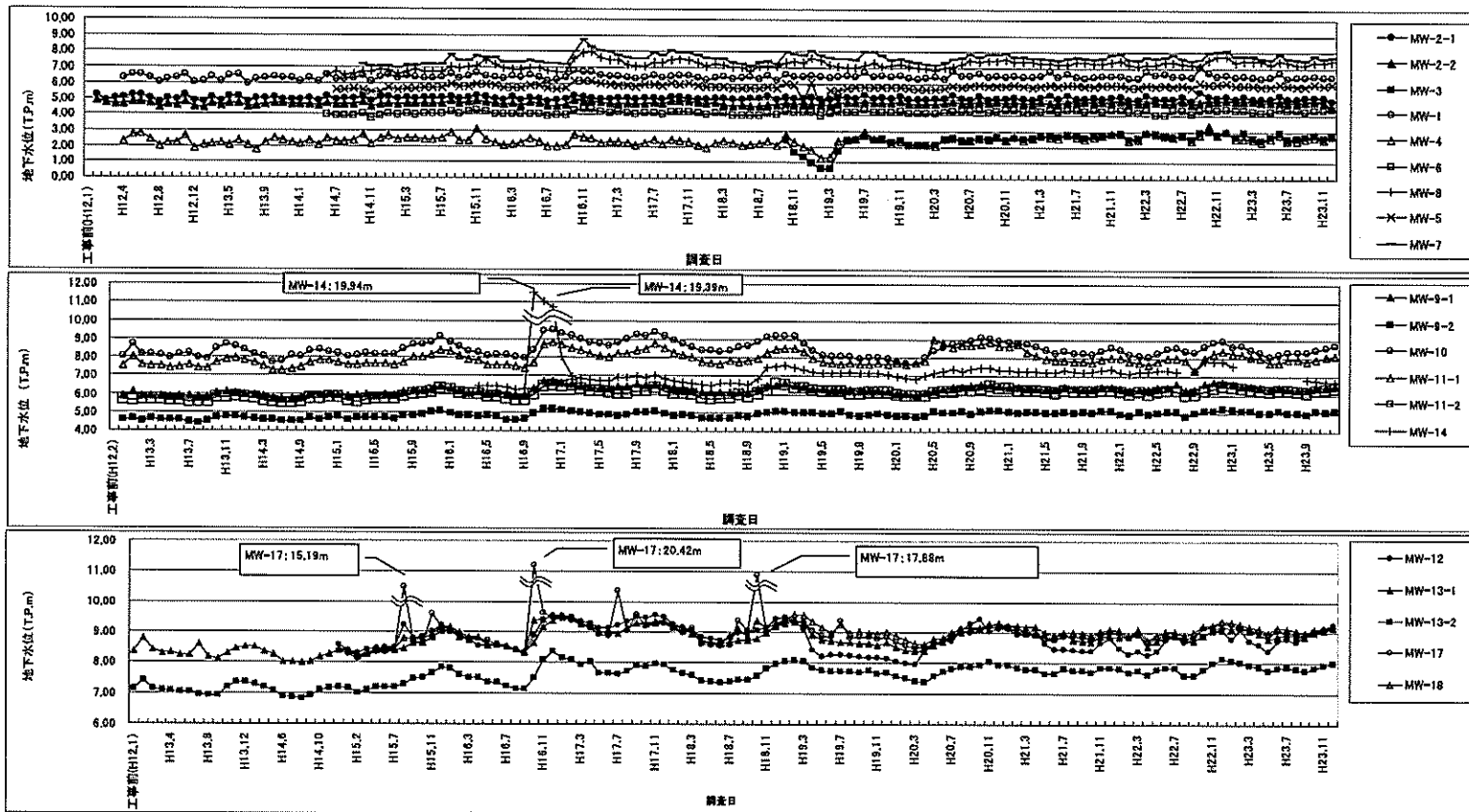
4. 地下水位調査結果 (調査日: 12月12日)

地下水位の調査結果を下の表に示します。

○ これまでに工事による地下水位の低下は見られません。

測定結果の単位は T.P.m

調査月	MW-1	MW-2-1	MW-2-2	MW-3	MW-4	MW-5	MW-6	MW-7	MW-8	MW-9-1
10月	6.48	5.14	4.87	2.76	2.66	5.98	4.34	7.71	7.39	6.41
11月	6.43	5.09	4.85	2.59	2.50	5.91	4.31	7.62	7.34	6.39
12月	6.43	4.89	4.53	2.75	2.68	5.98	4.35	7.70	7.42	6.46
調査月	MW-10	MW-11-1	MW-12	MW-13-1	MW-14	MW-17	MW-18	MW-9-2	MW-11-2	MW-13-2
10月	8.46	7.93	9.05	8.99	6.75	9.05	9.09	5.09	6.24	7.84
11月	8.56	8.04	9.11	9.06	6.70	9.08	9.14	5.07	6.26	7.91
12月	8.68	8.15	9.24	9.17	6.74	9.17	9.24	5.13	6.34	7.97



備考 1: 上表の平成 15 年 8 月、平成 16 年 10 月~12 月、及び平成 18 年 10 月に確認された地下水位の上昇は、工事に関因するものではないことを確認しております。

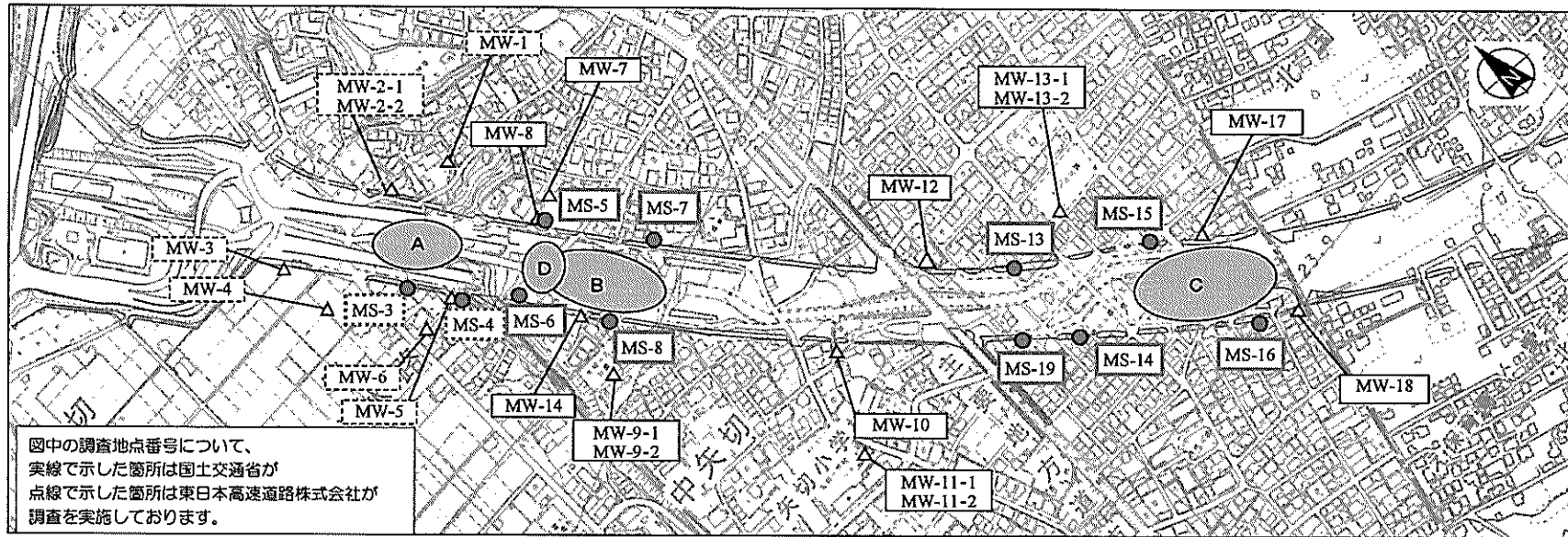
矢切地区の1月の調査結果のお知らせ

平素は、国土交通省・東日本高速道路株式会社の外環事業にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。
 国土交通省首都国道事務所及び東日本高速道路株式会社千葉工事事務所では地域の生活環境の保全に努めつつ外環事業に取り組むために、
 騒音・振動等についての調査を毎月実施しております。
 そのうち、1月に実施しました調査結果についてお知らせ致します。

■担当窓口	■電話番号
国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所 調査設計課	047-362-4115
東日本高速道路株式会社関東支社 千葉工事事務所 環境技術課	043-350-3342

1. 調査項目および調査地点

調査項目、および調査地点を下の図に示します。



図中の調査地点番号について、
 実線で示した箇所は国土交通省が
 点線で示した箇所は東日本高速道路株式会社が
 調査を実施しております。

施工範囲	施工業者
A 小山高架橋南（下部工）工事【専用部】	西松建設（株）
B 矢切函渠その5工事	（株）不動テトラ
C 矢切函渠その7工事	（株）大林組
D 矢切函渠その8工事	（株）不動テトラ

- 凡例
- : 騒音・振動調査地点（11地点）
 - △ : 地下水位・水質調査地点（水位：20地点、水質：7地点）
 - (陰影) : 工事の施工範囲

2. 騒音・振動調査結果

騒音レベル L_{A5} および振動レベル L_{10} の調査結果を下の表に示します。
 ○ 法律による規制基準を満足しています。

調査地点	付近の工事内容	騒音レベル L_{A5} (dB)	振動レベル L_{10} (dB)	調査日
MS-3	A 小山高架橋南(下部工)工事 【専用部】	58	39	1月18日
MS-4		53	36	
MS-5	B 矢切函渠その5工事 D 矢切函渠その8工事	53	34	1月19日
MS-6		55	35	
MS-7		57	41	
MS-8		58	37	
MS-13	C 矢切函渠その7工事	55	35	1月12日
MS-14		56	36	
MS-15		62	44	
MS-16		56	37	
MS-19		59	40	
法律による規制基準		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 85	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 75	

解説

●騒音レベル L_{A5}

騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。騒音レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から5%目の値を L_{A5} と表します。これは、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に示された規制基準値と比較する値です。

●振動レベル L_{10}

騒音と同様に、振動レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から10%目の値を L_{10} と表します。これは、「振動規制法施行規則」に示された規制基準値と比較する値です。

3. 地下水質調査結果(調査日: 1月12日、18日)

地下水質の調査結果を下の表に示します。
 毎月調査している項目として、pHおよび六価クロムがあります。

○pHおよび六価クロムに異常はありませんでした。

測定地点	MW-2-1	MW-2-2	MW-3	MW-8
pH	7.0	6.7	7.5	7.4
六価クロム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
測定地点	MW-10	MW-12	MW-14	/
pH	6.6	7.2	6.8	
六価クロム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	

解説

★測定項目について

●pH(水素イオン濃度)

地盤改良等に使用するセメント系固着剤は強アルカリ性を示すため、地下水中にセメントが混入した場合、pHがアルカリ性に傾くおそれがあるため監視測定しています。pHについては地下水における環境基準は定められていません。

●六価クロム

地盤改良等に使用するセメント系固着剤は、条件によっては地下水に六価クロムとして溶出するおそれがあることから監視・測定しています。六価クロムの地下水における環境基準は0.05mg/l以下とされています。「0.005未満」とは当調査において六価クロムを定量できる範囲未満であることを意味しています。

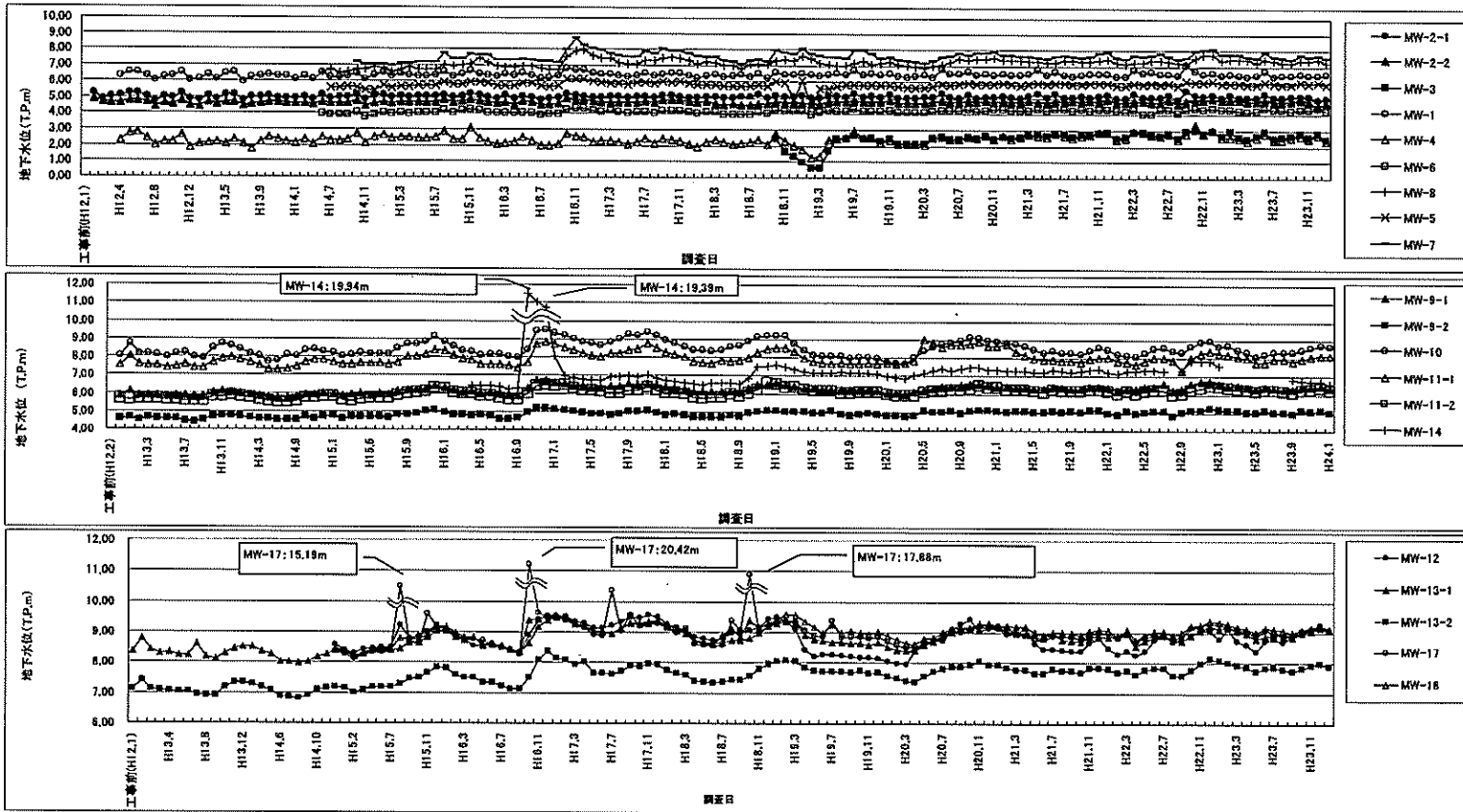
4. 地下水位調査結果(調査日:1月12日、17日)

地下水位の調査結果を下の表に示します。

○ これまでに工事による地下水位の低下は見られません。

測定結果の単位は T.P.m

調査月	MW-1	MW-2-1	MW-2-2	MW-3	MW-4	MW-5	MW-6	MW-7	MW-8	MW-9-1
11月	6.43	5.09	4.85	2.59	2.50	5.91	4.31	7.62	7.34	6.39
12月	6.43	4.89	4.53	2.75	2.68	5.98	4.35	7.70	7.42	6.46
1月	6.50	5.00	4.78	2.41	2.32	5.87	4.22	7.50	7.23	6.33
調査月	MW-10	MW-11-1	MW-12	MW-13-1	MW-14	MW-17	MW-18	MW-9-2	MW-11-2	MW-13-2
11月	8.56	8.04	9.11	9.06	6.70	9.08	9.14	5.07	6.26	7.91
12月	8.68	8.15	9.24	9.17	6.74	9.17	9.24	5.13	6.34	7.97
1月	8.62	8.12	9.10	9.09	6.58	9.07	9.12	5.01	6.23	7.88

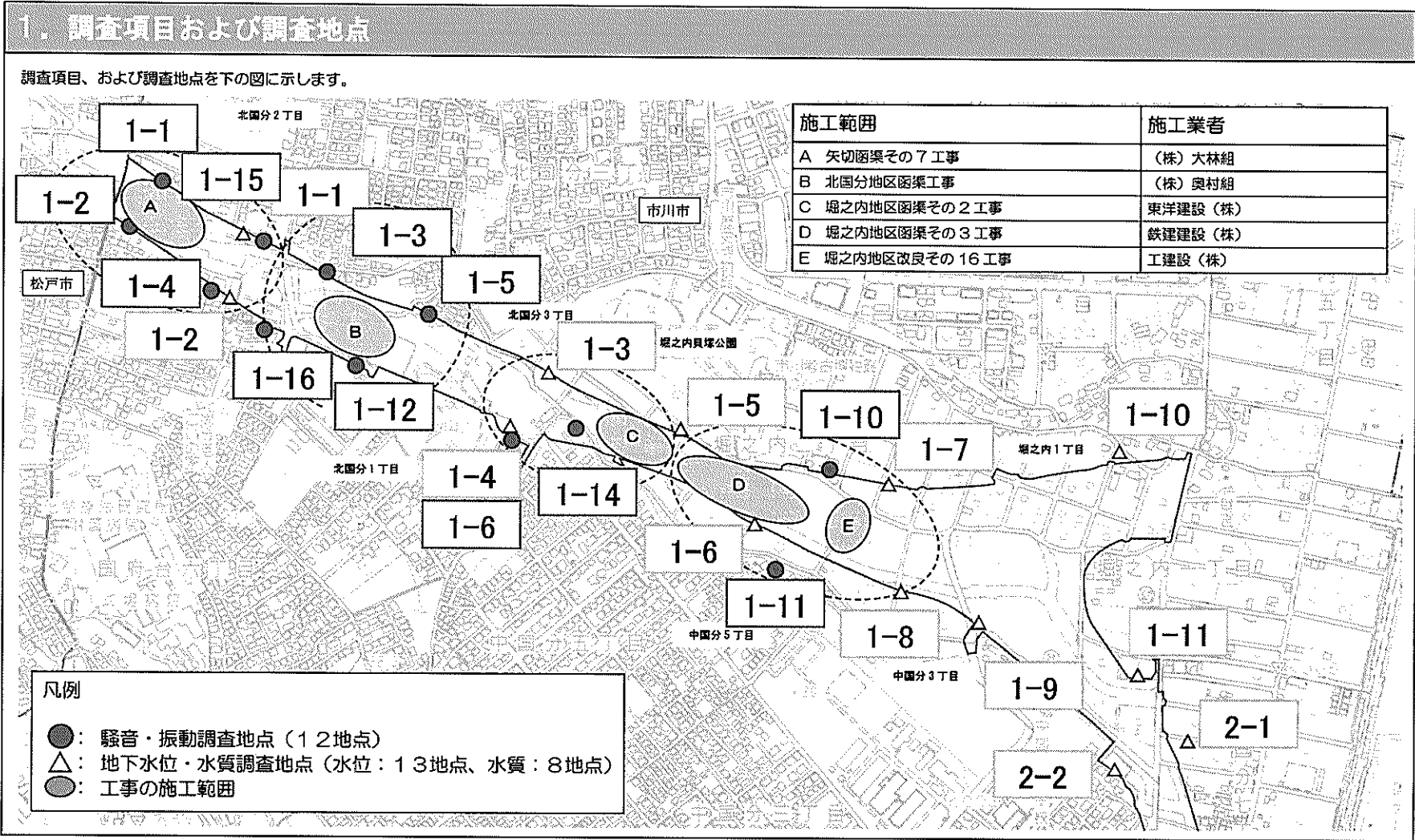


備考1: 上表の平成15年8月、平成16年10月~12月、及び平成18年10月に確認された地下水位の上昇は、工事に起因するものではないことを確認しております。

堀之内地区の11月の調査結果のお知らせ

平素は、国土交通省の外環事業にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。
 国土交通省首都国道事務所では地域の生活環境の保全に努めつつ外環事業に取り組むために、騒音・振動等についての調査を毎月実施しております。
 そのうち、11月に実施しました調査結果についてお知らせ致します。

■担当窓口：国土交通省関東地方整備局
 首都国道事務所 調査設計課
 ■電話番号：047-362-4115



2. 騒音・振動調査結果

騒音レベル L_{A5} および振動レベル L_{10} の調査結果を下の表に示します。

○法律による規制基準を満足しています。

調査地点	付近の工事内容	騒音レベル L_{A5} (dB)	振動レベル L_{10} (dB)	調査日
1-1	A 矢切函渠その7工事	54	33	11月18日
1-2		53	38	
1-4		51	26	
1-15		54	33	
1-3	B 北国分地区函渠工事	59	40	11月10日
1-5		56	36	
1-12		57	32	
1-16		54	31	
1-6	C 堀之内地区函渠その2工事	53	28	11月24日
1-14		59	34	
1-10	D 堀之内地区函渠その3工事	62	37	11月14日
1-11	E 堀之内地区改良その16工事	58	34	
法律による 規制基準		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準	
		85	75	

解説

●騒音レベル L_{A5}

騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。騒音レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から5%目の値を L_{A5} と表します。これは、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に示された規制基準値と比較する値です。

●振動レベル L_{10}

騒音と同様に、振動レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から10%目の値を L_{10} と表します。これは、「振動規制法施行規則」に示された規制基準値と比較する値です。

3. 地下水質調査結果（調査日：11月16日）

地下水質の調査結果を下の表に示します。

毎月調査している項目として、pHおよび六価クロムがあります。

OpHおよび六価クロムに異常はありませんでした。

測定地点	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	1-8
pH	6.7	6.8	6.5	6.8	7.1	7.6	6.6	6.6
六価クロム(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

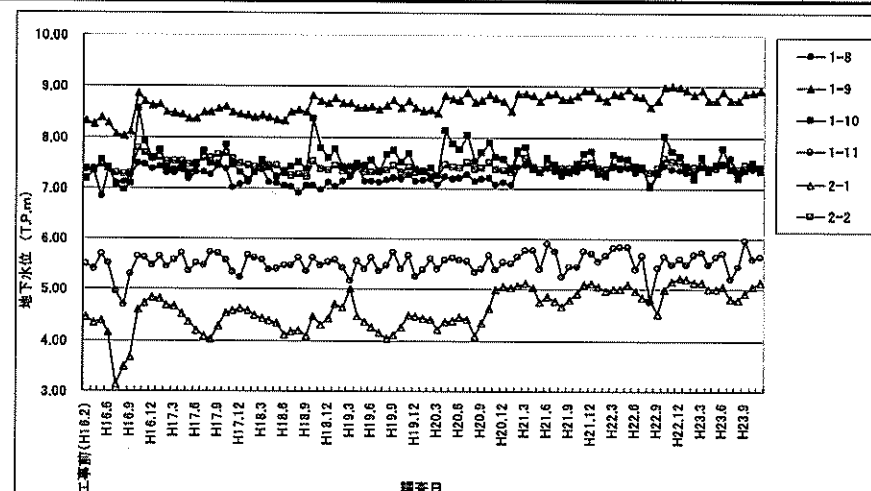
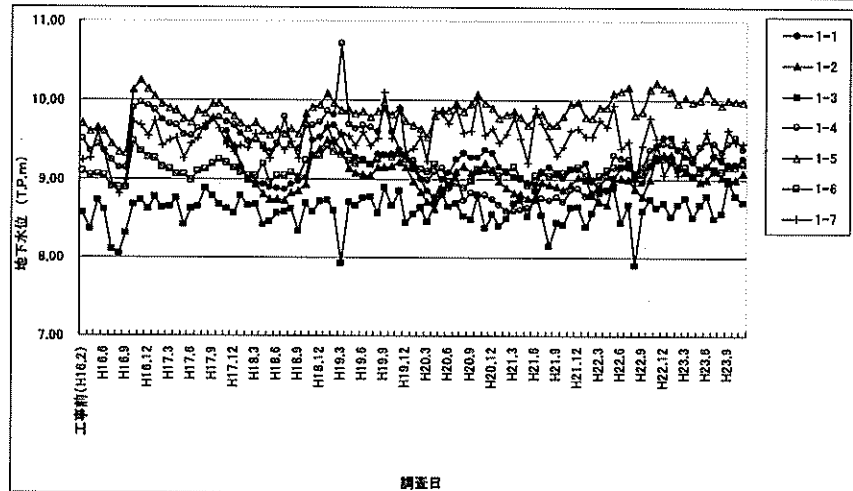
4. 地下水位調査結果（調査日：11月15日）

地下水位の調査結果を下の表に示します。

○これまでに工事による地下水位の低下は見られません。

測定結果の単位は T.P.m

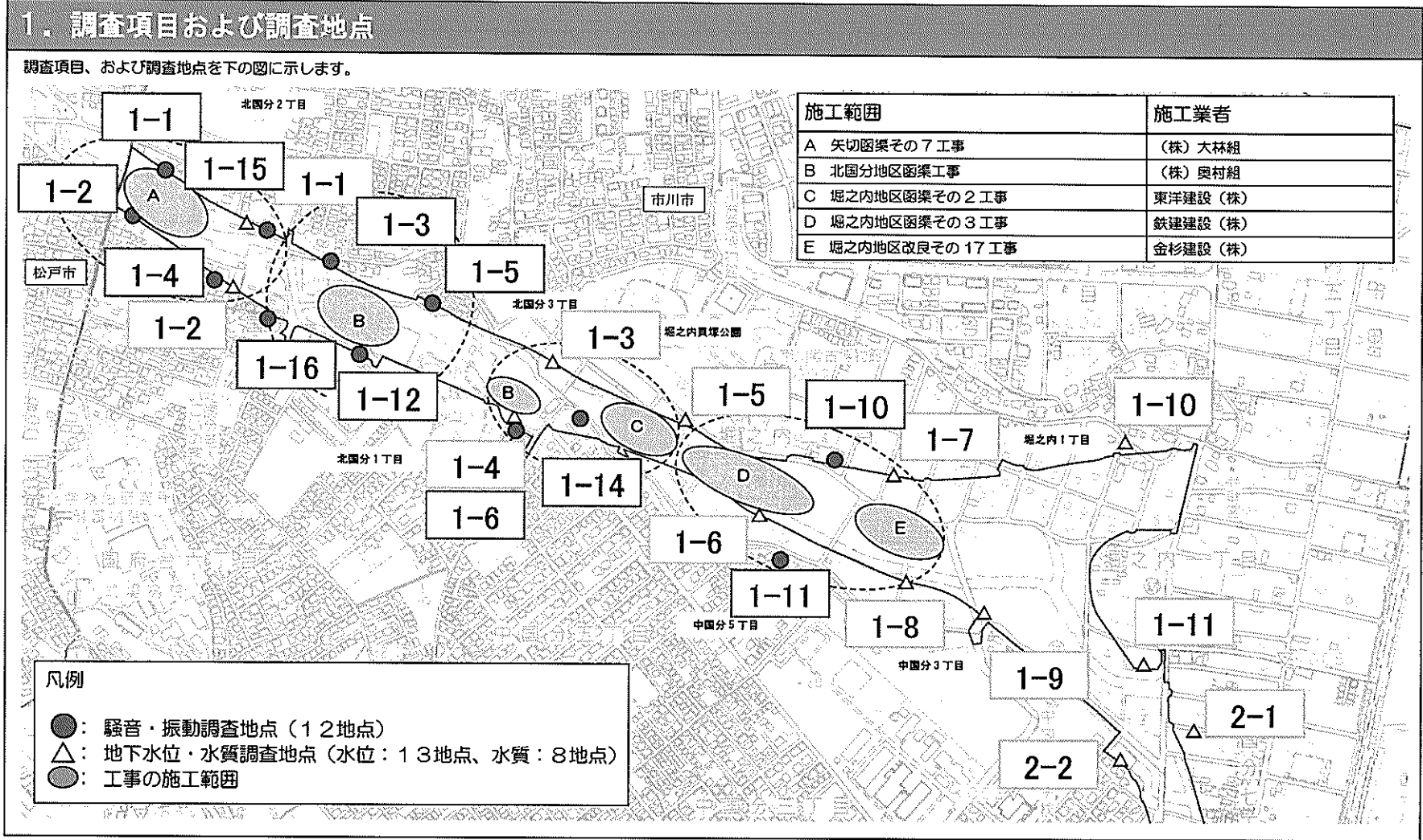
調査月	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	1-8	1-9	1-10	1-11	2-1	2-2
9月	9.18	8.96	8.98	9.44	10.00	9.14	9.62	7.34	8.85	7.35	5.97	4.92	7.45
10月	9.18	8.99	8.78	9.53	9.99	9.14	9.47	7.37	8.88	7.50	5.60	5.06	7.43
11月	9.25	9.07	8.69	9.38	9.98	9.18	9.44	7.39	8.91	7.32	5.64	5.13	7.41



堀之内地区の12月の調査結果のお知らせ

平素は、国土交通省の外環事業にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。
 国土交通省首都国道事務所では地域の生活環境の保全に努めつつ外環事業に取り組むために、騒音・振動等についての調査を毎月実施しております。
 そのうち、12月に実施しました調査結果についてお知らせ致します。

■担当窓口：国土交通省関東地方整備局
 首都国道事務所 調査設計課
 ■電話番号：047-362-4115



2. 騒音・振動調査結果

騒音レベル L_{A5} および振動レベル L_{10} の調査結果を下の表に示します。

○法律による規制基準を満足しています。

調査地点	付近の工事内容	騒音レベル L_{A5} (dB)	振動レベル L_{10} (dB)	調査日
1-1	A 矢切函渠その7工事	58	36	12月7日
1-2		56	41	
1-4		51	28	
1-15		55	35	
1-3	B 北国分地区函渠工事	59	40	12月8日
1-5		53	33	
1-12		56	34	
1-16		51	31	
1-6	B 北国分地区函渠工事	54	31	12月6日
1-14	C 堀之内地区函渠その2工事	59	37	
1-10	D 堀之内地区函渠その3工事	61	34	12月12日
1-11	E 堀之内地区改良その17工事	57	35	
法律による 規制基準		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準	
		85	75	

解説

●騒音レベル L_{A5}

騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。騒音レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から5%目の値を L_{A5} と表します。これは、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に示された規制基準値と比較する値です。

●振動レベル L_{10}

騒音と同様に、振動レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から10%目の値を L_{10} と表します。これは、「振動規制法施行規則」に示された規制基準値と比較する値です。